とが不可欠であると信じ、

この区域及びその資源の開発及び利用は、世界経済

健全な発展と国際通商の均衡ある成長を育成すると

国際機関を含む。)ができるだけ速やかに設立されるこ

この区域とその資源に適用される国際制

度(適当な

方法で、

てもたらされる経済的悪影響を最小限に止めるような ともに、海底活動から生ずる原材料の価格変動によっ

行われなければならないことに留意し、

的のために保留される。ただし、

軍縮の分野で行

## 5 4

## を界国律ののす外管 あ 原海権 則底の 宣及及 言びぶ 及びその地下及ぶ区域の境 |(深海底 原

採 択 国際連合総会第二五回会期決議二七四九一九七〇年一二月一七日

(自然人であると法人であるとを問わない。)も、将三[区域又は資源に対する権利]いずれの国又は個人 し又は取得してはならない。 主権的権利を主張し又は行使してはならない。 この区域又はその資源について権利を主張し、行使 来設立される国際制度及びこの宣言の原則に反して

差別なく、すべての国によるもっぱら平和的目的のに従って、沿岸国であると内陸国であるとを問わず、五[平和的利用]この区域は、将来設立される国際制度 発に関するあらゆる活動並びにその他の関連する活四(国際制度による規制)この区域の資源の探査及び開 利用のために開放される。 動は、将来設立される国際制度によって規制される。

が存在していることを確思し、 管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下の区域 管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下の区域 が存在していることを確思し、

一二月一五日の同決議二五七四(XXIII)及び一九六九年月二一日の同決議二四六七(XXIII)及び一九六九年

八日の総会決議二三四〇(xxII)、一九六八年一二

題に該当する区域に関する一九六七年一二月

進するために、国際連合憲章及び一九七〇年一〇月際の平和及び安全を維持し国際協力と相互理解を促入[国際法に従う行動] 国は、この区域において、国 二四日に総会が採択した「国際連合憲章に従った国 規則に従って行動しなければならない。 関する宣言」を含む、 家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に 国際法の適用できる原則及び

べきであり、かつ、この区域の探査及びその資源の開この区域はもっぱら平和的目的のために保留される

発は人類全体の利益のために実施されるべきであるこ

ないことを承認し

資源の開発を規制するための十分な規則を備えてい 公海に関する現行法制度が上記の区域の探査及びそ

ず、国の地理的位置にかかわりなく、人類全体の利源の開発は、内陸国であると沿岸国であるとを問わ源の開発は、内陸国であると沿岸国であるとを問わて(人類全体のための実施)この区域の探査及びその資 八[軍事的利用の禁止]この区域は、 考慮して、実施されなければならない。 益のために、かつ、開発途上国の利益と必要を特に 、軍縮の分野で行わ、もっぱら平和的目

ならない。

、境界の

外の海底及びその下並びにこの区域の資源は、人!(人類の共同の財産)国の管轄権の及ぶ区域の境界 の共同の財産である。 粛に次のとおり宣言する

二[領有の禁止]この区域は、いかなる手段によっても い。)による取得の対象とはならず、また、いずれの 国もこの区域のいずれの部分に対しても、主権又は 国又は個人(自然人であると法人であるとを問わな

九[国際制度の普遍性、利益の衡平な分配]この宣言 発と合理的な管理及びそこを利用する機会の増大に発と合理的な管理及びその資源の秩序ある安全な開は、特に、この区域とその資源の秩序ある安全な開関を含む。が、あまねく合意される普遍的な性格の関を含む。が、あまねく合意される普遍的な性格の関係を実施するための適当な国際機 ない。 ○[科学的調査のための国際協力]国は、次の方法に とを問わず、開発途上国の利益と必要を特に考慮に より、もっぱら平和的目的での科学的調査について 分配することを保障するものでなければならない。 入れた上で、そこから得られる利益を諸国に衡平に ついて規定し、更に、内陸国であると沿岸国である 原則に基づいて、この区域とその資源に適用される

(a) 国際的計画への参 国際協力を促進する。 国際的計画への参加及び各国研究者による科学

(b) 的調査への協力の奨励 調査結果の伝達 調査計画の効果的な公表と国際的経路を通ずる

(c) の協力 (調査計画への開発途上国国民の参加を含む。)へ 開発途上国の調査能力を強化するための措

かの部分について権利を主張するための法的根拠とこれらの活動は、この区域又はその資源のいずれ

| | [海洋環境の保護と保全]この区域での活動に関 を講じ、かつ、これらの目的のための国際的な規則、当たり、国は、特に、次の目的のために適当な措置かつ、将来設立される国際制度に従って行動するにかつ、将来設立される国際制度に従って行動するに

際協定ができるだけ速やかに締結されなければならするための一歩とするために、一又はそれ以上の国果的に実施し、かつ、この区域から軍備競争を排除果的に影響を及ぼすものではない。この原則を効るものに影響を及ぼすものではない。この原則を効 れる国際交渉に関連して既に合意されたか又は今後

(b) この区域の天然資源の保護及び保存並びに海洋(a) 沿岸を含む海洋環境への汚染、汚濁及びその他不渉の防止がびに海洋環境への汚染、汚濁及びその他基準及び手続の採択と実施について協力する。

「(地国の権利と利益に対する危害の防止 環境の植物群及び動物群に対する活動を含む。)に での自国の活動(その資源に対する活動を含む。)に での自国の活動(その資源に対する活動を含む。)に での自国の活動におって影響を受けるおそれがあるすべての他の国の権利及び正当な利益に対して妥当な考慮を払わなければならない。これらの権利及び利益の侵害を避けるために、この区域の探査及び不の資源の開発に関連する活動について、当該沿岸国との間に協と議が持続されなければならない。 三[上部水域と上空の法的地位、汚染防止に関する沿岸国の権利]この宣言のいずれの規定も、次のことに影響を与えるものではない。

(a) この区域の上部水域の法的地位又はこの水域の

四[国家と国際機関の責任]いずれの国も、政府機関 びその構成員が上記と同じ責任を負う。これらの活 代って実施される活動については、当該国際機関及 を負うものとする。国際機関により又は国際機関に る国際制度に従って実施されることを確保する責任 (その資源に関する活動を含む。)が、将来設立され 人によって行われるとを問わず、この区域での活動 はその国を代理して行動する非政府団体若しくは個 によって行われると、その国の管轄権下にあるか又 じ この区域で行われた活動の結果生ずる汚染若し 上空の法的地位 しくは除去するために措置を講ずる沿岸国の権利 国際制度に従って、この危険を防止し、軽減し若 かつ緊急な危険を及ぼす場合に、将来設立される 危険な事態が自国の沿岸又は関連する利益に重大 くは汚染の脅威又は当該活動に起因するその他の